

## 大和市行政文書の作成に関する規程の施行について（運用通知）（法規編）

**第1 主な法令用語**

条例、規則等に用いられる用語は、一般文書と同様にわかりやすいものでなければならないが、法規という性質上、専門的な言葉の表現及び意味の固定した特定の用語の使用方法を除外することはできない。

正確な表現を重要視する法律の世界では、日常世間で使用されている言葉だけで条例等を立案するということは、立法技術的にみて不可能である。

以下に、主な法令用語を掲載する。

**1 「及び」と「並びに」**

AとBというように同じ段階で併合的につなぐ場合は、「及び」を用いる。三つ以上の場合には、初めの部分は読点でつなぎ、最後の部分のみを「及び」でつなぐ。また、動詞で終わる場合には、「○○○し、及び×××する」と読点でつなぐ。

AとBというグループがあり、それとCとを併合的につなぐ場合は、「A及びB並びにC」のように小さい方に「及び」を用い、大きい方に「並びに」を用いる。

道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域

3段階以上の複雑な使用のときは、一番大きい部分には「並びに」を用い、次に大きい部分で「及び」を含むグループにも「並びに」を用い、一番小さい部分に「及び」を用いる。

生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

**2 「又は」と「若しくは」**

AかBかというように同じ段階で選択的に使う場合には、「又は」を用いる。三つ以上の場合には、初めの部分は読点でつなぎ、最後の部分のみを「又は」でつなぐ、また、動詞で終わる場合には、「○○○し、又は×××する」と読

点でつなぐ。

AかBかというグループがあり、それとCとを選択的に対比する場合には、「A若しくはB又はC」のように小さいほうに「若しくは」を用い、大きいほうに「又は」を用いる。

財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

3段階以上の複雑な使用のときは、一番大きい部分に「又は」を用い、その他の部分に「若しくは」を用いる。この点は、「及び」と「並びに」の用法と反対となる。

### 3 「又は」と「及び」

「又は」は、選択的接続詞であり、「及び」は、併合的接続詞である。意味が違うことはいうまでもないが、立法に当たってそのどちらを使うか迷うことが多い。どちらを使うかということについては、「又は」と「及び」の両方の意味を与えようとする場合には、原則として「又は」が用いられる。

例えば、AもBも、C又はDのことをしてはならないという場合、「A又はBは、C又はDのことをしてはならない」とするより、「A及びBは、C又はDのことをしてはならない」とするほうが適当である。

国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入又は在庫の状況

### 4 「その他」と「その他の」

「その他」は、「勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件」というように、「その他」を境にして前の部分に掲げられてあるものと後の部分とが完全に並列になっている場合に使用される。

「その他の」は、「俸給、手当その他の給与」というように「その他の」の前の部分が後に表示される語句の例示として、その一部に包含される場合に用いられる。

## 5 「者」、「物」と「もの」

「者」は、法律上の人格をもつ対象の単数及び複数を指し、自然人及び法人を含む意味に用いる。

「物」は、人格者を除いた有体物を表わす語であって、必ず漢字の物の字を用いる。「もの」は、ある特定の者又は物件をさらに限定的に説明する場合と、「者」又は「物」で表現できない抽象的なものを表現する場合及び人格なき社団、財団等を表現する場合に用いる。

当該土地につき所有権、地上権その他の権利を有する者で第10条の規定に該当するもの

## 6 「以上」と「超える」、「以下」と「未滿」、「以前」と「前」、「以後」と「後」、「以内」と「内」

どの言葉も、あるものを数量的、時間的又は空間的に比較したりする場合に用いるが、「以」のついた語は、どれも起算点又は基準点となる数量、時間又は長さを含むのに対し、付かない場合にはこれを含まない。例えば、「4月1日以前」は4月1日を含むが、「4月1日前」は4月1日を含まないので、結局「3月31日以前」というのと同じである。

「以内」と「内」についての用法も「以前」と「前」の使い方と同じはずであるが、法令上は、それほど明確に使い分けがされていない。すなわち、「1週間以内」と「1週間内」とは、大体同じようなことを表わすのに併用されているとよい。「100㎡以内」と「100㎡内」とでは、後者が100㎡を含まないことは比較的はっきりとしているが、「100㎡内」という表現は用いられることがほとんどなく、このような場合には普通「100㎡未滿」あるいは「100㎡に滿たない」という表現が使われる。期間を表わす場合も同様に、1週間目を含まないことをはっきりさせようとするときは、「1週間内」とせずに、「1週間に滿たない」とするのが通例である。

## 7 「場合」、「時」と「とき」

「場合」という語は、仮定的条件又は既に規定された事例を引用する包括的条件を示す語として用いられる。

「時」という漢字は、ある時点を瞬間的にとらえて表現する場合に用いる。

「とき」という仮名書きの語は、ある時点を表すもののほか、「場合」という表現と同様に条件を表す意味にも用いられる。「とき」を「場合」と同時に用いて条件を表す際には、大きな前提条件を「場合」で表し、小さな前提条件を「とき」で示す。例えば、「保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは」というように用いる。

## 8 「この限りでない」と「妨げない」

「この限りでない」という語は、ある事柄について、その前に出てくる規定の全部又は一部の適用を打ち消す意味に用いられる。通例「ただし、〇〇〇の場合については、この限りでない」というように、ただし書の語尾としてよく使われる。このことばは、単に消極的にその前に出てくる規定又は文書を打ち消すだけのものであって、それ以上の何か新しい意味をもたせたい場合は、ただし書に具体的に記述するか、次項に記述する方がよい。

「妨げない」又は「妨げるものではない」という語は、ある事柄について、Aという語は、ある事柄について、Aという規定が設けられた結果、その事柄について本来適用されていた他のBという制度や法令の規定が適用を排除されることになったのか、依然として適用されるのか疑問があるという場合に、依然としてBという制度又は法令の規定を適用するのだということを表すのに用いられる。この用語も、消極的にある制度又は規定の適用があってもよいということをしているだけで、積極的にこうでなければならぬということを表すほどの意味はない。

前項の規定は、前項の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

## 9 「しなければならない」、「することができる」と「ものとする」

「しなければならない」又は「してはならない」という語は、一定の作為又は不作為の義務を規定しようというときに用いる。

「することができる」又は「することができない」という語は、一定の能力、権利、権限、権能などのあるものに与え、又はこれを否認することを表そうとする場合に用いる。しかし、どちらも「・・・をする」ということが前提条件となっていることに注意を要する。この場合の「することができない」という表現をもって、「してはならない」の意味を表したものに用いることは、適当でない。

「ものとする」あるいは「するものとする」という語は、大体において「しなければならない」又は「・・・する」という字句で表せば、その語の持つ意味に近い表現になるものであるが、もう少し緩和した表現を用いるほうが適当であると考えられるような場合に多く用いられる。

## 10 「当該」

ある規定中の特定の対象をとらえて、その対象をその規定の中で引用する場合に、それが前に出た特定の対象と同一のものであることを示す場合の冠詞として用いる。例えば、「組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわらず、・・・」というような場合である。また、そこで問題になっている場合のそれぞれのという意味にも用いられる。例えば、「個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において…」という場合である。

## 11 「同」

同条、同年、同月という場合の「同」は、同が冠せられる条、年、月について、直前に規定された条等の字句を受けて、同一の対象を示すために用いる。なお、同じ条の同じ項又は同じ号を示すには、同条同項又は同条同号ではなく、単に同項又は同号という。

前項の規定による請求を受けた任命権者は、その日から15日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。

## 12 「係る」

ある語句と他の語句とのつながりを示す場合に、関係代名詞的に用いられるのが通例である。「届出に係る事項」というように、「〇〇された当該の」、「〇〇についての」等の意味に、また、「〇〇に属する」、「〇〇の」等の意味にも用いられる。

国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

## 13 「各本条」

通常、刑罰規定に用いられる特殊的な用語である。罰則規定を定める各該当条

文を指す場合に用いる。例えば、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第47条、第48条又は第50条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。」というように用いる。

#### 14 「から・・・まで」

3以上の連続した条、項、号等を連続した形において引用する場合に、「第9条から第12条まで」というように用いる。

#### 15 「前」と「次」

直前の条、項等を引用する場合は、第2条とか第3項とかその条名や項番号を引用しないで、前条、前項等と表現するのが慣例である。例えば、第3条において「前2条」というと、第1条及び第2条を意味する場合と、第1条又第2条を意味する場合があるから、前後の関係から判断して解釈を誤らないように注意しなければならない。4条以上を引用する場合には、「前4条」と言わないで「第9条から第12条まで」と引用するほうが、条文を数える手間も省けるので、立法技術上このように表現することが望ましい。

「次」は、すぐ次に続く一つの条、項等を引用する場合にのみ用いられる。

「次2条」等とはいわない。

#### 16 「推定する」と「みなす」

「推定する」というのは、当事者間に反対の取り決めのない場合あるいは反対の証拠が挙がらない場合、ある事実について法令が自ら一応このようになるであろうという判断を下すことである。しかし、このような反証を挙げ得ない場合には、裁判所は、法令を定める判断にしたがって事実を認定し、法令を適用することになる。例えば、民法（明治29年法律第89号）第772条に「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」とあるが、この場合に、夫が反証、すなわち、親子関係不存確認の訴えを提起し、立証することによってくずれるのである。

「みなす」は、本来異なるものを他のものと法令上認定してしまうということである。例えば、民法第753条の「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」という場合、未成年者でも婚姻することによって、法令の適用上、成年者と同一の能力があるものとして取り扱うのである。

## 17 「本文」と「ただし書」

一つの条、項又は号の中に二つの文章があり、後のほうの文章が「ただし」で始まっているとき、前のほうの文章を「本文」といい、後の「ただし」で始まる文章を「ただし書」という。ただし書は、通常本文に対する例外的な場合や条件を規定するときに用いられるもので、文章の末尾が「この限りでない」というように結ばれるものが多い。

## 18 「前段」と「後段」

一つの条、項又は号の中に文章が二つあり、後の文章が前に述べたように「ただし」で始まらない場合がある。この場合には、始めの文章を「前段」、後の文章を「後段」という。後段は、「この場合において」という言葉で始まる例が多い。

## 19 「各号列記以外の部分」

条又は項の中に第1号、第2号と「号」の列記がある場合に、号として列記以外の部分を指す。この言葉は、条文を改正するときに、改正箇所を特定するために使われるのが普通である。

## 20 「準用」と「読替え」

「準用」は、ある事項に関する規定をそれと本質の異なる事項又は類似する事項について、変更を加えてあてはめることをいう。準用は、性質上、申請手続その他技術的規定の場合になされることが多い。また、同一法令中の他の条文を準用することはもちろん、他の法令の条文を準用することも多いのである。準用という立法上のテクニックは、同じような条文の重複を避け、規定を簡単にするためには有効な手段である。準用条文を分かりやすくするため、用いられている技術として次の二つがある。

- (1) 「第5条の規定は、前項の場合について準用する。」というような準用条文に続けて、後段として、「この場合において、第5条中「〇〇〇〇」とあるのは「●●●」と読み替えるものとする。」などという規定を置き、これによって、その準用する条文を、準用された関係ではどう読むべきかということを明らかにし、準用関係を分かりやすくする措置がある。この読替規定は、詳しく書けば書くほど、法文は分かりやすくなるが、それでは条文を新しく書いたのとあまり変わらないことになって、準用の効果も薄くなるので、

この読替えも、準用した場合にどう読むべきか、相当疑問を生ずるという部分にとどめるべきである。

- (2) 準用された条文の次にかっこ書をして、準用条文の内容が大体どのようなものであるかが、わざわざ該当条文を参照しなくても一見して分かるようにするやり方がある。ある法令の中の他の部分の規定を準用する場合には、準用条文もすぐ探し出せるから、こういう措置をとる必要性も比較的薄い。が全然別の法令の条項を引用する場合に、こういうかっこ書を加えることは、法令の理解を増すのに相当役立つものと思われる。実際問題としても、この準用条文の内容のかっこ書は、他の法令の条項を準用する場合に多く行われている。

なお、立法上の用例として「〇〇〇は、この条例の適用については、●●とみなす。」あるいは「この条例の適用については、「〇〇〇」とあるのは「〇〇〇〇〇」とする」というような形もよく出てくるが、これは、その効果からいえば、ある規定について読替えを加えてこの条例を準用するということと似たようなことである。そして、この場合には、「読み替えるものとする」という書き方はされない。

## 2.1 「施行」と「適用」

「施行」とは、法令の規定の効力が一般的、現実的に発動し、作用することになることをいう。その時期については、当該法令の附則において定められるのが通例である。

「適用」とは、特定の法令の規定が個別的、具体的に特定の人、特定の地域、特定の事項等について発動し、作用することをいう。法令の一部改正等の場合、どのような事象に対して改正された規定が適用になるのかが明らかでない場合がある。この様な場合に、一部改正法令の附則において適用区分に関する規定を定めることになる。

## 2.2 「なお従前の例による」と「なお効力を有する」

法令の改正、廃止又は制定の場合に、旧法令の適用を受けていた事項について経過的に改廃前と同様の取扱いをするための経過措置を定める際に常用される用語である。

例えば、「新条例第26条の3第1項の規定は、平成〇年度分の個人の市民税



から適用し、平成〇年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。」あるいは「改正前の第〇条の規定により行われた処分については、なお従前の例による。」、また、「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なお効力を有する。」というように用いる。その意味するところは大体同じであるが、わずかに法律効果を異にする。

- (1) 「なお効力を有する」という場合は、旧法令又は改正前の法令が適用される根拠は、旧法令又は改正前の規定であるのに対し、「なお従前の例による」という場合は、旧法令又は改正前の法令自体は完全に失効し、ただ、ある事項について「なお従前の例による」という規定を根拠にその法令が適用されていた場合と同様に取り扱うものである。
- (2) 「なお効力を有する」という場合は、そこで効力を有するとされた特定の旧法令又は改正前の規定のことだけが問題とされているのであって、この旧法令に基づく施行規則等の効力関係のことまでには触れておらず、もし、そういう旧法令又は改正前の規定に基づく施行規則等がある場合に、その効力がどうなるかについては、さらに別に規定を設ける必要があるのに対し、「なお従前の例による」という場合は、当該法令のほか、施行規則等を含めて、そこで問題とされている事柄についての法律関係は、包括的に旧法令又は改正前の旧規定によるということを決めていることになる。
- (3) 「なお従前の例による」という場合は、ある事柄に対する法律関係については、新法令又は改正後の法令の規定の施行直前の古い制度をそのとき現在で停止した状態で適用しようというのであるから、この停止状態を解除することなしに、この従前の例によって適用される法律制度に基づく施行規則等を後になって改正することは不可能である。しかし、「なお効力を有する」とされている場合は、そこで効力を有するとされた問題の規定は、問題の事柄についてはなお効力を持っているのであるから、それに基づく施行規則等は、必要があれば、後になってもなお改正することが可能なのである。